

1. 雇用期間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで（再任の可能性あります）

2. 募集校及び募集職種

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 部活動指導員

3. 募集人員

1 名

4. 業務内容

中学校・高等学校軟式野球部における指導・監督業務（対外試合等への生徒の引率業務を含む）

5. 指導日・指導時間

一週の内 3 日程度（指導日は学校長の指示により決定します）

月曜から金曜の指導：一日 2 時間程度、土曜・日曜・祝祭日の指導：一日 3 時間程度

ただし、学校が必要と認める公式大会・練習試合の引率の場合は、一日 8 時間までの勤務を行うことができるものとします。

6. 応募資格

（1）野球部の監督またはコーチとして指導経験のある方

※中学校・高等学校での教員としての実務経験があれば望ましい。

（2）学校長が適任であると認める方

7. 選考日

随時実施（選考日、試験内容等は書類選考合格者に連絡）

8. 選考試験実施会場

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校（奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 1 5 - 1）

9. 勤務条件等

時給 1, 5 0 0 円

* 交通費（引率の場合の旅費を含む）は別途実費支給いたします。

1 0. 社会保険

労災保険のみ加入

1 1. 応募書類

（1）履歴書

（厚生労働省履歴書様式、写真貼付、E メールアドレス、奈良学園登美ヶ丘中高・部活動指導員応募と必ず明記）

（2）職務経歴書（既卒者のみ）

（3）最終学校卒業証書（写）又は卒業証明書

（4）教員免許状（写）又は教員免許取得証明書（所持者のみ）

（5）その他書類（以下の要件に該当する場合に必ず作成し提出してください。）

① 刑事罰（道路交通法違反のうち、交通反則通告制度の適用を受けるものを除く）や懲戒処分等（ハラスメント、研究費不正等）を受けた場合には、その詳細を別紙（任意様式）に記載してください。

② 過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を別紙（任意様式）に記載してください。

③ 特定性犯罪前科がある場合、特定性犯罪に関する記録（別紙をご確認ください）

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、提出された個人情報については今回の採用にのみ利用いたします。

1 2. 応募方法

「1 1. 応募書類」を「1 4. 応募書類送付先」に郵送

1 3. 応募締切日

随時（応募状況により早期に締め切る場合があります。）

1 4. 応募書類送付先・お問い合わせ先

〒6 3 1 - 0 0 0 3 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 1 5 - 1

学校法人奈良学園 総務部人事課 奈良学園登美ヶ丘中高・部活動指導員採用係

Tel (0 7 4 2) 9 3 - 5 1 0 5 （人事課直通）

部活動指導員応募者への確認事項について

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下段参照条文をご参照ください。
（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄） （定義） 第二条（略） 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。） 三 児童福祉法第六十條第一項の罪 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの イ みだりに人の身体の一部に接触する行為 ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為 ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。） ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの 附 則 （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係） 第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。 （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係） 第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。
--

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。